

| | |
|---|---|
| 2 | 経済産業大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて支援士試験を受けたことができるものとすることができる。 |
| 3 | 機構は、支援士試験事務の実施に関する第一項に規定する経済産業大臣の職権を行うことができる。 |
| 3 | 第十三条 支援士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。 |
| 2 | 前項の受験手数料は、これを納付した者が支援士試験を受けない場合においても、返還しない。 |
| 3 | 機構が支援士試験事務を行うときは、第一項の規定による受験手数料は、機構に納付するものとする。この場合において、納付された受験手数料は、機構の収入とする。 (機構がした処分等に係る審査請求) |

| | |
|---|---|
| 2 | 機構が行う支援士試験事務に係る処分又はその不作為については、経済産業大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。 |
| 2 | 第十四条 機構が登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。 (登録の消除) |
| 2 | 第二十条 経済産業大臣は、登録証の記載事項の変更を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。 (登録事務の代行) |
| 2 | 第二十二条 経済産業大臣は、機構に、登録の実施に関する事務(第十九条の規定による登録の取消し及び命令に関する事務を除く。次条第一項及び第二項並びに第五十一条第二項において「登録事務」という。)を行わせることができるものと定める。 |
| 2 | 第二十三条 機構が登録事務を行う場合における第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十二条の規定の適用については、これらとの規定中「経済産業省」とあり、「経済産業大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「機構」とする。 |

| | |
|---|--|
| 2 | 第十一条第二項、第十二条及び第十三条の規定は、登録事務について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第二十二条」と、第十二条(見出しを含む。)中「支援士試験事務規程」とあるのは、「登録事務規程」と読み替えるものとする。 |
| 2 | 機構が登録を行う場合において、登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。 |
| 2 | 第十五条 情報処理安全確保支援士となる資格を有する者が情報処理安全確保支援士となるには、情報処理安全確保支援士登録簿に、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。 |
| 2 | 前項の登録(以下単に「登録」という。)は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 |
| 3 | 前項の更新に関し必要な事項は、経済産業省に備える。 |

| | |
|---|--|
| 2 | 第十六条 情報処理安全確保支援士登録簿は、経済産業省に備える。 |
| 2 | 第十七条 経済産業大臣は、登録をしたときは、申請者に第十五条第一項に規定する事項を記載した情報処理安全確保支援士登録証(次条第二項及び第二十一条において「登録証」という。)を交付する。 (登録事項の変更の届出) |
| 2 | 第十八条 情報処理安全確保支援士は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、そ |
| 2 | の旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 い。 |
| 2 | 第十九条 経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が次の各号のいずれかに該当する場合に提出し、その訂正を受けなければならない。 (登録の取消し等) |
| 2 | 第二十条 経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が次の各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合に該当するに至つた場合は、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。 |
| 2 | 第二十一条 経済産業大臣は、登録がその効力を失ったときは、その登録を取り消さなければならぬ。これは、その登録を取り消し、又は期間を定めたときには、その登録を取り消し、又は期間を定めたときに該当するに至つた場合に該当するに至つた場合は、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。 |
| 2 | 第二十二条 経済産業大臣は、登録証の記載事項の変更を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。 (登録事務の代行) |
| 2 | 第二十三条 経済産業大臣は、機構に、登録の実施に関する事務(第十九条の規定による登録の取消し及び命令に関する事務を除く。次条第一項及び第二項並びに第五十一条第二項において「登録事務」という。)を行わせることができるものと定める。 |
| 2 | 第二十四条 機構が登録事務を行う場合における第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十二条の規定の適用については、これらとの規定中「経済産業省」とあり、「経済産業大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「機構」とする。 |
| 2 | 第十一条第二項、第十二条及び第十三条の規定は、登録事務について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第二十二条」と、第十二条(見出しを含む。)中「支援士試験事務規程」とあるのは、「登録事務規程」と読み替えるものとする。 |
| 2 | 機構が登録を行う場合において、登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。 |

| | |
|---|---|
| 3 | 第三十条 経済産業大臣は、情報処理システムの運用及び管理に関する指針(情報処理システムの運用及び管理に関する指針等)に基づき、経済産業省令で定めるところにより読み替えて適用する第二十一条及び前項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。 |
| 3 | 第三十一条 経済産業大臣は、事業者からの申請に基づき、経済産業省令で定めるところにより、当該事業者について、前条第二項各号に掲げる事項に関する取組の実施の状況が優良なものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであることとの認定を行うことができる。 |

(認定の更新)

第三十二条 前条の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条の規定は、前項の更新について準用する。(認定に関する事務)

第三十三条 経済産業大臣は、第三十一条の認定(前条第一項の更新を含む。)に関する事務(申請の受付、第三十一条の基準に適合するかどうかの審査その他これらに準ずるものとして経済産業省令で定めるものに限る。第五十一条第二項において「認定審査事務」という。)を機関に行わせるものとする。(報告の徴収)

第三十四条 経済産業大臣は、第三十一条の認定を受けた事業者(以下この章及び第五十一条第一項第九号において「認定事業者」という。)に対し、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。(認定の取消し)

第三十五条 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三十一条の経済産業省令で定める基準に適合しなかつたとき。

二 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 不正の手段により第三十一条の認定又は第三十二条第一項の更新を受けたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。(助言及び指導)

第三十六条 経済産業大臣は、認定事業者に対して、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の適確な実施に必要な助言及び指導を行うものとする。(中小企業信用保険法の特例)

第三十七条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下この条において「普通保険」という。)、同法第二条の二第一項に規定する無担保保険(第三項において「無担保保険」とい

う。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(第三項において「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、情報処理システム運用・管理関連保証に係るものについての保険料の額は、

第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業者の情報処理システムの運用及び管理に要する資金のうち、経済産業省令で定めるものに係るものという。

以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

う。)又は同法第三条の三第一項に規定する特

別小口保険(第三項において「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、情報処理システム運用・管理関連保証に係るものについての保険料の額は、

中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

う。)又は同法第三条の三第一項に規定する特

別小口保険(第三項において「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、情報処理システム運用・管理

関連保証に係るものについての保険料の額は、

通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の払戻し等の禁止)

第三十九条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人情報処理推進機構とする。

第四十条 独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関する必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。

(機構の目的)

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

2 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

3 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又是通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第四十五条 出資者は、その持分を譲渡することができる。ただし、第五十四条第一項の信用基

金に係る出資に係る政府の持分については、この限りではない。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名

称及びその住所を出資者原簿に記載しなければ、

当該持分が信託財産に属することを機構その他の第三者に対抗することができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の払戻し等の禁止)

第四十六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事一人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限等)

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又

は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、理事とす。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員

は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、理事とす。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又

は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、理事とす。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

2 政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第

五十四条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条

第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

(理事の任期)

3 前項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な

金額の合計額とする。

に掲げる業務に係るもの(除く)の債務(この法律による改正前の情報処理の促進に関する法律(以下「旧情報処理促進法」という。)第三十条第一項の協会が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額に相当する金額を除く)から負債(次に掲げる業務に係るもの(除く)の金額を差し引いた額に相当する金額は、機構の設立に際し政府及び政府以外の者から機構に出資されたものとする。

一 旧情報処理促進法第二十八条第一項第一号から第六号までに掲げる業務(これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。)

二 旧情報処理促進法第二十八条第一項第四号から第六号までに掲げる業務(これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。)

三 新事業創出促進法附則第九条の規定による廃止前の地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法(平成元年法律第六十号。以下「旧地域ソフトウェア法」という。)第七条第二号の教材を開発する業務(これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。)

四 新事業創出促進法附則第十五条の規定により、その経理についてなお従前の例によることとされた旧地域ソフトウェア法第七条第一号の規定による出資の業務

7 前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、同項の規定による協会の解散の時(以下「解散時」という。)までに政府及び政府以外の者から協会に対し第六項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された額は、それぞれ、機構の設立に際し政府及び当該政府以外の者から機構に出資されたものとする。

10 協会の解散については、旧情報処理促進法第四十条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

11 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(旧特別勘定の清算)

第三条 前条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際に

2 機構は、前項の規定により負債として整理するものとされた額を同項の各出資者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

(協会の資産の承継に伴う出資金の取扱い)

第四条 附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、解散時までに政府から協会に對して同条第六項第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された出資金のうち、政令で定める日(以下「特定日」という。)前に出資されたものについては、附則第六条第一項に規定する特定プログラム開発承継勘定に整理するものとし、特定日以後に出資されたものについては、その金額に相当する金額がこの法律による改正後の情報処理の促進に関する法律(以下「新法」という。)第二十一条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

2 附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、解散時までに政府から協会に對して同条第六項第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された出資金は、附則第七条第一項に規定する地域ソフトウェア教材開発承継勘定に整理するものとする。

(承継業務)

第五条 機構は、附則第二条第一項の規定による協会の解散の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新法第二十条に規定する業務のほか、旧情報処理促進法第二十八条第一項第一号に掲げる業務(これに要する費用を特定日前に政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。)により開発された同号の特定プログラムの提供の対価の回収に係る業務(以下「特定プログラム開発承継業務」という。)を行う。

2 機構は、附則第二条第一項の規定による協会の解散の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新法第二十条に規定する業務のほか、旧地域ソフトウェア法第七条第二号の教材の提供の対価の回収に係

る業務（以下「地域ソフトウェア教材開発承継業務」という。）を行う。

第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、新法第三十条第一号中「第二十条」とあるのは、「第二十条及び改正法附則第五条第一項」とする。

第二項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、新法第三十条第一号中「第二十条」とあるのは、「第二十条及び改正法附則第五条第二項」とする。

（特定プログラム開発承継勘定）

第六条 附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継した資産及び負債のうち同条第六項第一号に掲げる業務（これに要する費用を特定日前に政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。）に係るもの並びに特定プログラム開発承継業務に関する経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特定プログラム開発承継勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 機構は、特定プログラム開発承継業務を終えたときは、特定プログラム開発承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際特定プログラム開発承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

3 機構は、前項の規定により特定プログラム開発承継勘定を廃止したときは、その廃止の際特定プログラム開発承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

（地域ソフトウェア教材開発承継勘定）

第七条 附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継した資産及び負債のうち同条第六項第三号に掲げる業務に係るもの並びに地域ソフトウェア教材開発承継業務に関する経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「地域ソフトウェア教材開発承継勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 機構は、地域ソフトウェア教材開発承継業務を終えたときは、地域ソフトウェア教材開発承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際地域ソフトウェア教材開発承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)

この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則

(平成二十六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起

すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にはあつては、当該の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの)の訴えの提起についてには、なお従前の例による。

(この法律の規定による改正前の法律の規定起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正後の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条

抄

